南部町間伐材搬出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における健全な森林の育成及び南部町産材の利用促進を図り、良好な里地里山の風景を維持するために間伐材の搬出・販売する者に対して補助する南部町間伐材搬出支援事業費補助金(以下「補助金」という。)について、南部町補助金等交付規則(平成16年南部町規則第51号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 次の各号のいずれかに出荷又は販売するため、南部町(以下「町」と いう。)内の山林で間伐された木材(スギ又はヒノキに限る。以下「間 伐材」という。)を搬出する事業とする。
 - (1) 原木市場
 - (2) 木材保管施設 (港湾施設、製材加工施設に付帯する野積場及び複数の山土場から木材を集積して検寸、仕分けをする施設をいう。)
 - (3) 製材加工施設(チップ工場及びペレット工場を含む。) (補助対象者)
- 第3条 南部町長(以下「町長」という。)は、次の各号に定める者で、 前条に定める補助対象事業を実施する者(以下「補助対象者」という。) に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
 - (1) 町内に森林を所有する森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者(森林所有者から補助 事業の委託を受けた個人事業者及び法人を含む。)をいう。)
 - (2) 森林組合
 - (3)素材生産業を営む者(日本標準産業分類にある「素材生産業」を営む個人事業者及び法人をいう。)及びその組織する団体

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の対象となる経費は、第2条に定める補助対象事業を実施するために要する経費とする。
- 2 補助金の額は、出荷又は販売した間伐材1立米あたりに1,000 円を乗じて得た額(当該得た額に1円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた額)とする。

3 第2条及び前条の規定にかかわらず、町行造林(南部町町行造林実施要綱(平成25年南部町告示第44号)に定める町行造林をいう。)事業対象林、治山事業対象林、国有林(国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第10条第1号に規定する分収林である森林をいう。)、鳥取県営林(鳥取県が所有権又は地上権を有する森林をいう。)、とっとり共生の森(鳥取県、南部町及び企業等の三者で森林保全・管理協定を締結した森林をいう。)及び独立行政法人森林総合研究所森林整備農地センターが管理する森林から搬出される間伐材については、補助金の対象としないものとする。

(交付申請等)

- 第5条 補助対象者は、補助金を受けようとするときは、規則第5条に 定める交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日ま でに町長に申請するものとする。
 - (1) 南部町間伐材搬出支援事業費補助金事業(変更)計画書及び収支(変更)予算書(様式第1号)
 - (2) 前号のほか、町長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、 規則第6条第1項の規定により補助金の交付について決定し、規則第 8条の規定により交付申請をした補助対象者に交付の決定を通知しよ うとするときは、南部町間伐材搬出支援事業費補助金交付決定通知書(様 式第2号)により行うものとする。

(申請事項の変更及び承認)

- 第7条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)が、規則第11条の規定により交付決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、南部町間伐材搬出支援事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)に、南部町間伐材搬出支援事業費補助金事業(変更)計画書及び収支(変更)予算書(様式第1号)を添付して町長に申請するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により変更承認申請がなされたときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、南部町間伐材搬出支援事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するもの

とする。

3 規則第11条ただし書に定める町長が定める軽微な変更は、補助対象経費の増額及び補助対象経費の30パーセントを超える減額以外の変更とし、当該軽微な変更については、第1項の申請を要しないものとする。

(着手届)

- 第8条 規則第13条に規定する着手届の提出は、要しないものとする。 (実績報告)
- 第9条 補助事業者は、規則第18条の規定により実績報告を行うとき は、南部町間伐材搬出支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に 次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。
 - (1) 南部町間伐材搬出支援事業費補助金事業報告書及び収支決算書(様 式第6号)
 - (2) 間伐施行地の位置図(原則、森林計画図により整理番号ごとに作成したもの)
 - (3) 間伐施行地の状況写真(整理番号ごとに作業状況が確認できるもの)
 - (4) 町内の山林から搬出した間伐材を販売又は出荷したことがわかる 書類
 - (5) 保安林内の間伐に係る適合通知書の写し(間伐施業地が保安林である場合に限る。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な 事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和元年4月1日から適用する。 (失効日)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、 同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付決定に係る補助金の 交付に係る手続に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後 も、なおその効力を有する。

南部町告示第66号

様式第1号(第5条、第7条関係)

年度南部町間伐材搬出支援事業費補助金事業(変更)計画書及び収支(変更)予算書

1 事業(変更)内容

施業地の状況 (南部町内)							出荷・販売状況					
森林所有者	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	スギ ヒノキ の別	林齢 (年生)	間伐面積 (ha)	整理番号	出荷・販売 実施時期	出荷・販売先	出荷・販売材積 (m3)	摘要
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
							合 計					

備考

- 1. 間伐面積は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2. 整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。なお、複数回にわたる場合は、適宜枝番を付すこと。
- 3. 出荷・販売実施時期欄には、出荷・販売の年月を記載すること。
- 4. 出荷・販売材積の欄は、出荷・販売先ごとにスギ、ヒノキの別に小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 5.変更申請の場合には、変更前の数値等を各欄の上段カッコ書きで記載し、変更後の数値等を各欄の下段に記載すること。(収支予算書も同様とする。

南部町告示第66号

2 収支(変更)予算書

(1) 収入

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
町補助金		
自己資金等		
計		

(2) 支出

区分	予 算 額	備考
事業費		
計		

3 事業完了予定年月日 年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

様

南部町長

南部町間伐材搬出支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南部町間伐材搬出支援事業費補助金について、南部町補助金等交付規則(以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 対象事業

本補助金の内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、 対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額は、別に通知するとこ ろによる。

- (1) 算定基準額
- (2) 交付決定額

年 月 日

南部町長様

住 所 氏 名

(団体、法人等にあっては名称及び代表者名)

南部町間伐材搬出支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記の とおり変更したいので、南部町補助金等交付規則第11条第1項の規定によ り申請します。

記

補助金等の名称	南部町間伐材搬出支援事業費補助金
交付決定額	円
変更後の額	円
差引	
変更の時期	
変更の理由	
添付書類	変更事業計画書及び変更収支予算書

 第
 号

 年
 月

 日

様

南部町長

年度南部町間伐材搬出支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付申請のあった南部町間伐材搬出支援事業費補助金の変更申請について、南部町補助金等交付規則(以下「規則」という。)第11条第2項において準用する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり承認したので、規則第11条第2項において準用する規則第8条第1項の規定により通知する。

記

補助金等の名称	南部町間伐材搬出支援事業費補助金
交付決定額	円
変更後の額	円
差。引	
備考	

年 月 日

南部町長様

住 所 氏 名

(団体、法人等にあっては名称及び代表者名)

年度南部町間伐材搬出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定(及び 年 月 日付第 号による変更承認)に係る事業の実績について、南部町補助金等交付規則 第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	南部町間伐材搬出支援事業費補助金				
六份独宁		算定基準額	交付決定額		
交付決定		円	円		
実 績		円	円		
差引		円	円		
	1	事業報告書及び実績報	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	2	間伐施行地の位置図			
 添付書類	3	間伐施行地の状況写真			
(水) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計	4	町内の山林から搬出した間伐材を販売又は出荷			
		したことがわかる書類			
	5	保安林内の間伐に係る	適合通知書の写し		

様式第6号(第9条関係)

年度南部町間伐材搬出支援事業費補助金事業報告書及び収支決算書

1 事業(変更)内容

施業地の状況 (南部町内)							出荷・販売状況					
森林所有者	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	スギ ヒノキ の別	林齢 (年生)	間伐面積 (ha)	整理番号	出荷・販売 実施時期	出荷・販売先	出荷・販売材積 (m3)	摘要
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
									~			
								슴 計				

備考

- 1. 間伐面積は、小数点以下第2位まで記載すること。
- 2.整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。なお、複数回にわたる場合は、適宜枝番を付すこと。
- 3. 出荷・販売実施時期欄には、出荷・販売の年月を記載すること。
- 4. 出荷・販売材積の欄は、出荷・販売先ごとにスギ、ヒノキの別に小数点以下第3位までの数値を記載すること。

2 収支決算書

(1) 収入

(単位:円)

区分	今年度決算額	今年度予算額	備考
町補助金			
自己資金等			
∄ †			

(2) 支出

(単位:円)

区 分	今年度決算額	今年度予算額	備考
事業費			
計			

3 事業完了年月日 年 月 日